

令和 5 年 4 月
警 察 庁

「自転車の防犯登録を行う者の指定に関する規則の一部を改正する規則案」
に対する意見の募集結果について

警察庁において、令和 5 年 2 月 17 日から同年 3 月 18 日までの間、「自転車の防犯登録を行う者の指定に関する規則の一部を改正する規則案」に対する意見の募集を行った結果、8 件の御意見を頂きました。

「自転車の防犯登録を行う者の指定に関する規則の一部を改正する規則」が公布されるに当たり、頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方を次のとおり公表いたします。

1 定めた命令等の題名

自転車の防犯登録を行う者の指定に関する規則の一部を改正する規則（令和 5 年国家公安委員会規則第 7 号）

2 命令等の案を公示した日

令和 5 年 2 月 17 日

3 頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方

頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方は別紙のとおりです。

頂いた御意見については、必要に応じ整理・要約した上で掲載しています（頂いた御意見については、整理・要約していないものを警察庁情報公開室において閲覧に供します。）。

4 頂いた御意見の総数及びその内訳

頂いた御意見の総数 8 件

（内訳）

パブリックコメント意見提出フォーム	8 件
電子メール	0 件
F A X	0 件
郵 送	0 件

「自転車の防犯登録を行う者の指定に関する規則の一部を改正する規則案」
に対する御意見及びこれに対する警察庁の考え方について

1 電磁的記録による登録カードの作成を可能とすることについて

従来、紙媒体で作成されていた登録カードについて、電磁的記録による作成を可能とすることに関しては、

- 磁気的方式は、情報が消えてしまうなど実用面で問題が多いため、電子的方式に絞るのはいかがでしょうか。
- といった御意見がありました。

「電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」との規定振りは、デジタル化を認める各種法令における一般的な規定振りと同様のものとなっております。磁気的方式によるものを含め、電磁的記録により作成された登録カードについては、その毀損等を防止するため、登録カードを作成する指定団体及び登録カードの送付等を受ける都道府県警察において適切に管理されるものであり、今回の改正については、原案のとおりとさせていただきます。

2 施行期日について

公布の日から施行することに関しては、

- 準備期間を設ける観点から、公布の日から30日ほど間を置いて施行するのはいかがでしょうか。
- との御意見がありました。

今回の改正は、登録カードを従来どおり紙媒体で作成することに加えて、電磁的記録により作成することも可能とするものであり、電磁的記録による作成を義務付けるものではないことから、公布の日から施行の日までの間に一律の準備期間を設ける必要はないため、原案のとおりとさせていただきます。

3 その他

規則案に対する直接の御意見ではありませんが、

- 登録カードがそもそも不要であり、マイナンバーカードに登録できるように

してもらいたい。

- 防犯登録制度の在り方自体が古すぎるので、制度全般の改善やデジタル化を
してもらいたい。
- 防犯登録だけでなく、防犯登録の抹消や登録情報の変更についても、所有者
がマイナポータル等のサイトでマイナンバーカードによる認証を行うことで、
オンライン上でできるようにしてほしい。

といった御意見がありました。

頂いた御意見については、今後の参考とさせていただきます。